

ニセ建築士をなくそう

国土交通省により発表されたニセ建築士は全て紙の免許証を偽造していました。
(2012年7月11日・9月4日報道発表)

依頼主との信頼関係を深めるため、カード型免許に切替え・提示しましょう。



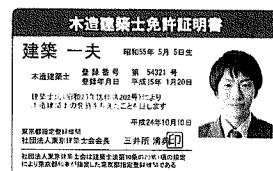
わたしたちは
**カード型免許への切替え、
提示の普及活動をすすめます**

カード型免許証明書は

ICチップ内蔵により、
偽造・変造が
極めて困難です

顔写真入りで、
契約時の信頼性が
高まります

建築士会
CPDカード*
としても使えます



*建築士会 CPD 制度に参加している建築団体・企業が主催する講習や研修などで、IC カードリーダーにタッチすることにより、出席記録、単位登録ができます。

(公社)日本建築士会連合会・都道府県建築士会

カード型免許へ切替えるには、必要書類を揃え、 都道府県建築士会にご提出下さい。

一級の必要書類

- ・ 申請書
- ・ 住所等の届出(B)
- ・ 証明写真2枚
- ・ 一級建築士免許証(原本とその写し)
- ・ 運転免許証などの公的証明書
- ・ 申請手数料5,900円の振替払込受付証明書

※申請書の提出先は、現在お住まいの都道府県建築士会です。

※振替払込受付証明書は、郵便局で手数料を払い込んだ後に発行されます。

※姓名などの登録事項を変更する、免許証を紛失したなどの場合は、
申請書・必要書類が異なりますのでご注意下さい。

紙の免許証はお手元に

ご希望により、紙の一級建築士免許証をお手元に残すことができます。

<http://www.kenchikushikai.or.jp/touroku/>

二級建築士、木造建築士の申請手続については、

免許登録をした都道府県の建築士会または行政にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

士会名	電話	一級	二級 木造	士会名	電話	一級	二級 木造	士会名	電話	一級	二級 木造
日本建築士会連合会	03-6436-1401	○		富山県建築士会	076-482-4446	○	○	島根県建築士会	0852-24-2620	○	○
北海道建築士会	011-251-6076	○	○	石川県建築士会	076-244-2241	○	○	岡山県建築士会	086-223-6671	○	○
青森県建築士会	017-773-2878	○	○	福井県建築士会	0776-24-8781	○	▲	広島県建築士会	082-244-6830	○	○
岩手県建築士会	019-654-5777	○	○	山梨県建築士会	055-233-5414	○	▲	山口県建築士会	083-922-5114	○	○
宮城県建築士会	022-298-8037	○	○	長野県建築士会	026-235-0561	○	○	徳島県建築士会	088-653-7570	○	▲
秋田県建築士会	018-863-6348	○	▲	岐阜県建築士会	058-266-5786 (11月移転予定)	○	○	香川県建築士会	087-833-5377	○	●
山形県建築士会	023-643-4568	○	○	静岡県建築士会	054-254-9381	○	○	愛媛県建築士会	089-945-6100	○	○
福島県建築士会	024-523-1532	○	○	愛知建築士会	052-261-1451	○	○	高知県建築士会	088-822-0255	○	○
茨城県建築士会	029-305-0329	○	○	三重県建築士会	059-226-0109	○	○	福岡県建築士会	092-441-1867	○	○
栃木県建築士会	028-639-3150	○	○	滋賀県建築士会	077-522-1615	○	○	佐賀県建築士会	0952-26-2198	○	▲
群馬建築士会	027-252-2434	○	○	京都府建築士会	075-211-2857	○	●	長崎県建築士会	095-828-0753	○	○
埼玉建築士会	048-861-8221	○	○	大阪府建築士会	06-6947-1961	○	○	熊本県建築士会	096-383-3200	○	○
千葉県建築士会	043-202-2100	○	○	兵庫県建築士会	078-327-0885	○	○	大分県建築士会	097-532-6607	○	○
東京建築士会	03-3536-7711	○	○	奈良県建築士会	0742-30-3111	○	▲	宮崎県建築士会	0985-27-3425	○	○
神奈川県建築士会	045-201-1284	○	○	和歌山県建築士会	073-423-2562	○	○	鹿児島県建築士会	099-222-2005	○	▲
新潟県建築士会	025-378-5666	○	○	鳥取県建築士会	0857-21-7280	○	○	沖縄県建築士会	098-879-7727	○	▲

注) ●印は、窓口は建築士会、発行は行政が行っています。

▲印は、窓口・発行を行政が行っています(山梨県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県は紙の免許証を発行しています)。
日本建築士会連合会は中央指定登録機関です。二級・木造欄に○印のついている建築士会は都道府県指定登録機関です。